

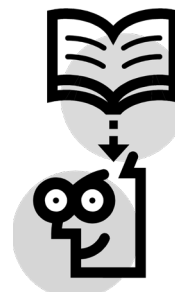
高齢者虐待対応 現任者標準研修

- ・ 通報があったら、まず何をすれば良い？
- ・ 虐待かどうか、誰が、どう判断すべき？
- ・ 市町村と包括の役割分担は？
- ・ 記録する様式が統一されていない など



お悩みの市町村の担当職員、地域包括支援センター職員の方は、是非ご参加下さい。

2020年度



《問合せ先》

一般社団法人
茨城県社会福祉士会
事務局

TEL:029-244-9030

FAX:029-244-9052

《視聴期間》 令和3年2月8日(月)午前9:00～2月26日(金)午後5:00まで公開

《申込期限》 令和3年2月5日(金)

《研修受講方法》 You Tube での動画視聴

《対象者》

- ①市町村の高齢者虐待対応担当課の現任者
- ②地域包括支援センターの現任者
- ③在宅介護支援センター等の現任者

《受講料》

資料代として1,000円(入金確認後、資料を申込者へ送付します)

《申込方法》

茨城県社会福祉士会ホームページの申込フォームよりお申込み下さい。

<http://www.csw-iba.org/mailform.php?code=37>



お申し込み後、受講料のご入金をお願いいたします。

【受講料振込先】

口座番号:常陽銀行 千波支店 普通 1462475

口座名義:一般社団法人 茨城県社会福祉士会

★ 入金の確認後、資料と視聴の手順書を送付します。

《その他》

- ・感染症拡大防止の観点から今年度は動画視聴の形態で研修を実施致します。
- ・指定された期間中に視聴してください。
- ・申込者以外の方の視聴はご遠慮ください。
- ・研修動画の撮影・複製は禁止します。

《研修の目的》

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待対応にあたる市町村や地域包括支援センター等の現任者が、対応にあたる上での専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図ることを目的とします。

本研修は、高齢者虐待防止法施行後5年の実践及び市町村の体制整備の現状を踏まえ、養護者による高齢者虐待に対する対応の標準化を目指して公益社団法人 日本社会福祉士会が作成した「市町村・地域包括支援センター都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を基に、組織的な虐待対応を行うための実践的な研修を行います。

《テキスト》

『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』
(2011年7月刊)中央法規出版 定価 2,808円(税込)

※研修中に参照しますので、必要な方は書店にてお買い求めください。

《内容》

高齢者虐待対応現任者標準研修のカリキュラムのうち、以下の講義部分を動画視聴の形式で実施します。

内容
「高齢者虐待対応と市町村の責務」 ◎虐待対応における市町村の責務を理解する。 ◎虐待対応における権限行使について理解する。
「高齢者虐待対応と権利擁護」 ◎虐待対応における権利擁護の視点と基本的な流れを理解する。
「高齢者虐待対応における初動期段階」 ◎通報受理、事実確認や緊急性の判断等初動期のポイントを理解する。
「高齢者虐待対応における対応段階」 ◎虐待の背景・要因をアセスメントし、支援計画策定のポイントを理解する。
「高齢者虐待対応における評価と終結」 ◎対応計画の評価と虐待対応機関として支援の終結を理解する。